平成２８年（フ）第８７号
静岡県榛原郡吉田町住吉3501番地の５
債務者　町田　訓子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月30日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３号
静岡県藤枝市立花２丁目４番地の７　ハートランド201号、旧住所静岡県藤枝市郡１丁目６番29号　アットホーム藤201号室
債務者　大塚　朱美（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月30日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１０号
静岡市清水区興津中町1449番地の８
債務者　深澤　正人
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月30日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５号
静岡市清水区由比阿僧105番地の39
債務者　木村友合子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月30日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８号
岡山市北区岡町11番４号
債務者　中西　宏太
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
岡山県真庭市阿口43番地、住民票上の住所岡山県真庭市上水田5460番２地
債務者　角　　伸一
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
熊本県山鹿市鹿北町岩野2441番地28、前住所熊本県玉名郡南関町大字久重2397番地
債務者　信國　美保（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
横浜市港南区野庭町601番地　野庭住宅１棟404号
債務者　高橋　清美（旧姓森嵜）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０２号
横浜市戸塚区平戸１丁目15番10―103号
債務者　鈴木　　崇
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７１号
神奈川県大和市中央林間２丁目21番21―208号
債務者　堀田　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７７号
横浜市保土ケ谷区新井町192番地２　ハイツ柳下101号
債務者　和内　　薫
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９０号
静岡市清水区大坪１丁目１番13号　ソシアル禮124号、旧住所静岡市清水区草薙220番地の２　ラ・フォーレヒルズ草薙　405
債務者　佐野　禎亨
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月６日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８号
静岡市清水区新富町１番24号　きさらぎ荘203号、旧住所静岡市清水区石川新町６番20号市営高部団地　217
債務者　田口　海舟
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月６日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３１２号
横浜市南区永田台６番33―102号
債務者　市村　　一
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７号
神奈川県大和市下鶴間２丁目４番26号
債務者　矢崎　由紀（旧姓楡井）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部